

改正後

改正前

（更正及び決定の通知等）  
 第十七条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正又は決定の通知、法第七百三十三条の十八第六項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第七百三十三条の十九第四項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行う。

（更正及び決定の通知等）  
 第十七条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正又は決定の通知、法第七百三十三条の十八第五項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第七百三十三条の十九第四項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行う。

（賦課徴収）

（賦課徴収）

第二十二条 産業廃棄物埋立税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）」と、同条例第四条第二号中「狩猟税」とあるのは「／狩猟税／産業廃棄物埋立税／」と、同条例第六条第一項中「十七 前各号に規定するもののほか、規則で定める事項」とあるのは「／十七 産業廃棄物埋立税の賦課徴収に関すること。／十八 前各号に規定するもののほか、規則で定める事項／」と、同条例第十条中「及び鉦区税」とあるのは「、鉦区税 及び産業廃棄物埋立税」と、同条例第二十三条第一項及び第二項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県産業廃棄物埋立税条例」とする。

第二十二条 産業廃棄物埋立税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）」と、同条例第四条第二号中「狩猟税」とあるのは「／狩猟税／産業廃棄物埋立税／」と、同条例第六条第一項中「十七 前各号に規定するもののほか、規則で定める事項」とあるのは「／十七 産業廃棄物埋立税の賦課徴収に関すること。／十八 前各号に規定するもののほか、規則で定める事項／」と、同条例第十条中「及び自動車取得税」とあるのは「、自動車取得税及び産業廃棄物埋立税」と、同条例第二十三条第一項及び第二項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは広島県産業廃棄物埋立税条例」とする。

2  
略

2  
略